

# 令和元年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第119号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	1

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に記載<u>(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に記載_____</p> <p>_____がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p>

第6条 第4条第1項に規定する印鑑の登録は、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次の事項を登録することにより、これを行うものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_がされてい

る場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4) ~ (7) (略)

2 (略)

第6条 第4条第1項に規定する印鑑の登録は、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次の事項を登録することにより、これを行うものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条

第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を

もって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされてい

る場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4) ~ (7) (略)

2 (略)